

中央区立築地社会教育会館「屋内体育場」団体利用登録について

「中央区立築地社会教育会館体育施設利用登録申請書」に必要事項を記入のうえ、築地社会教育会館窓口で登録責任者本人が申請手続を行ってください。代理人による申請はできませんのでご注意ください。

1 団体登録の要件

築地社会教育会館屋内体育場の団体登録ができる団体は、次に掲げる要件を満たしている団体です。

- (1) 団体の代表者が中央区内に居住し、又は在勤していること。
- (2) 団体の日常の活動人員が5名以上であること。
- (3) 団体の会員（構成員）の7割以上が中央区内に居住し、又は在勤していること。
- (4) 18歳未満（高校生以下）の者が団体の活動に参加する際は、保護者が承諾していること。
- (5) 15歳未満（中学生以下）の者のみによって組織されている団体については、団体の活動の指導・監督等にあたる成人（20歳以上）の者が代表者になっていること。
- (6) 政治的、宗教的、営利的活動その他金銭の授受を伴う活動を行わない団体であること。

2 登録に必要なもの

- (1) 「中央区立築地社会教育会館体育施設利用団体登録申請書」2部（1部コピー可）
 - ※ 別紙「築地社会教育会館体育施設利用団体登録申請書 記入方法」を参照のうえ、必要事項をご記入ください。
- (2) 登録責任者本人を確認できるもの
 - ※ 運転免許証、保険証等の原本。コピー不可。
 - ※ 登録責任者が在勤者の場合は、社員証等で勤務先（名称、所在地）が分かるもの

3 登録の承認（登録証の交付）

- (1) 審査の結果、登録を承認した団体については、登録証を交付します。
- (2) 登録申請の受付を済ませても、登録証の交付がなければ抽選には参加できません。
受付から登録証発行までおおむね2週間程度かかりますので、登録申請は余裕をもって行ってください（登録申請後2週間以降に、築地社会教育会館窓口に来所ください）。

4 登録の有効期間

登録の有効期間は、登録日から3年間です。その後、登録の更新を希望する団体は、有効期間が満了する前日までに、登録責任者本人が更新手続きを行ってください。

有効期間を超えた利用日の予約（中央区公共施設予約システムによる予約）はできませんのでご注意ください。

5 登録承認の取消等

次のいずれかに該当するときは、団体登録を取り消す場合がありますのでご注意ください。

- (1) 団体登録の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 登録内容に虚偽があったとき。
- (3) 施設の利用目的又は利用条件に違反したとき。
- (4) 登録証を第三者に使用させ、又は譲渡したとき。
- (5) 同一人が複数の登録団体の会員（構成員）となっていたとき。
- (6) 他の登録団体と一体となった活動を行っていると思われるとき。
- (7) その他不正の行為があったとき。

6 その他注意事項

- (1) 登録後、登録責任者・会員（構成員）等の申請内容に変更があった場合は、その都度届出てください。
- (2) 利用申請書を提出する際や窓口予約時、使用料のお支払いの際は、登録証を提示してください。

7 登録申請の受付場所及び問合せ先

築地社会教育会館（中央区築地4-15-1） 電話03-3542-4801

中央区立築地社会教育会館体育施設利用団体登録申請書 (新規・更新)

(宛先)中央区教育委員会

利用者ID	半角英数字で4~16文字										利用者パスワード	半角英数字で6~16文字									
ふりがな 団体名											利用種目										
登録責任者	ふりがな 氏名											生年月日	年	月	日						
	自宅住所	〒	-									電話	自宅	()	携帯	()					
	ふりがな 勤務先名																				
	所在地	〒	-									連絡先	電話	()	内線						

会員名簿記入欄 ※本団体で活動する会員(構成員)全てをご記入ください。(会員が11名以上の場合は、本書裏面にご記入ください。)

No.	ふりがな 氏名	年齢	住所	勤務先(学校)名	
				名称	所在地
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

会員構成	区内在住	名	区内在勤(在学)	名	その他	名	合計	名
------	------	---	----------	---	-----	---	----	---

◎ 団体登録上の注意事項(必ずお読みください。)

- 団体の会員(構成員)は、他の登録団体の会員となることはできません。重複登録が判明した場合は、該当全ての団体登録は取消しとなります。
- 団体の活動は他の登録団体の活動から独立していなければなりません。活動内容から他の登録団体と一体となった活動であると認められる場合は、該当全ての団体登録は取消しとなります。
- 会員名簿に記入されている方以外のご利用はできません。練習試合等で会員以外の方がご利用される場合は、事前に築地社会教育会館窓口までご連絡ください。ご連絡がない場合は、団体利用をお断りする場合があります。
- 団体登録の有効期間は登録証を交付した日から3年間とします。
- ご提供いただいた個人情報は、中央区公共施設予約システムに登録し、厳重に管理するとともに、築地社会教育会館の施設利用以外の目的で使用することはいたしません。

○ 記入内容の間違い、記入漏れがないかご確認ください。

○ 申請書の内容及び団体登録上の注意事項について、ご確認・ご承諾された方は、右署名欄に自署してください。

登録責任者 (確認・承諾) 署名欄

※ 築地社会教育会館記入欄

<input type="checkbox"/> 身分証明書提示 運転免許証・保険証・その他()	登録No. T -
<input type="checkbox"/> システム登録 (/)	備考
<input type="checkbox"/> カード発行 (/)	
<input type="checkbox"/> カード渡し (/)	

受付印	
館長	担当

No.	ふりがな 氏名	年齢	住所	勤務先(学校)名	
				名称	所在地
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					

中央区立築地社会教育会館体育施設利用団体登録申請書 (新規・更新)

(宛先)中央区教育委員会

利用者ID	c h u o c i t y	利用者パスワード	c h u o 1 2 3 4
半角英数字で4~16文字		半角英数字で6~16文字	
団体名	ちーむちゅうおう チーム中央	利用種目	バスケットボール、バドミントン
氏名	ちゅうおう いちろう 中央 一郎	生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
自宅住所	〒 100 - 0001 千代田区千代田10-10-10	電話	自宅 03 (5555) ×××× 携帯 090 (1111) ××××
勤務先名	つきじしゃかいきょういっくかいかん 築地社会教育会館	連絡先	電話 03 (3542) 4801 内線
所在地	〒 104 - 0045 中央区築地4-15-1		

会員名簿記入欄 ※本団体で活動する会員(構成員)全てをご記入ください。(会員が11名以上の場合は、本書裏面にご記入ください。)

No.	ふりがな氏名	年齢	住所	勤務先(学校)名	
				名称	所在地
1	ちゅうおう いちろう 中央 一郎	25	千代田区千代田10-10-10	築地社会教育会館	中央区築地4-15-1
2	つきじ はなこ 築地 花子	30	中央区築地11-11-11		
3	ぎんざ じろう 銀座 二郎	28	中央区銀座12-12-12		
4	にほんばし さぶろう 日本橋 三郎	33	千代田区大手町13-13-13	日本橋社会教育会館	中央区日本橋人形町1-1-17
5	きょうばし しろう 京橋 四郎	14	中央区京橋14-14-14		(保護者承諾済)
6	しんばし ごろう 新橋 五郎	20	港区新橋15-15-15		
7	つきしま ろくろう 月島 六郎	35	港区六本木16-16-16	月島社会教育会館	中央区月島4-1-1
8	しんじゅく しちろう 新宿 七郎	33	新宿区新宿17-17-17		
9	はるみ はちろう 晴海 八郎	22	新宿区高田馬場18-18-18	晴海分館アートはるみ	中央区晴海1-4-1
10					

会員構成 区内在住 3 名・区内在勤(在学) 4 名・その他 2 名 合計 9 名

◎ 団体登録上の注意事項(必ずお読みください。)

- 団体の会員(構成員)は、他の登録団体の会員となることはできません。重複登録が判明した場合は、該当全ての団体登録は取消しとなります。
- 団体の活動は他の登録団体の活動から独立していなければなりません。活動内容から他の登録団体と一体となった活動であると認められる場合は、該当全ての団体登録は取消しとなります。
- 会員名簿に記入されている方以外のご利用はできません。練習試合等で会員以外の方がご利用される場合は、事前に築地社会教育会館窓口までご連絡ください。ご連絡がない場合は、団体利用をお断りする場合があります。
- 団体登録の有効期間は登録証を交付した日から3年間とします。
- ご提供いただいた個人情報、中央区公共施設予約システムに登録し、厳重に管理するとともに、築地社会教育会館の施設利用以外の目的で使用することはいたしません。

○ 記入内容の間違い、記入漏れがないかご確認ください。

○ 申請書の内容及び団体登録上の注意事項について、ご確認・ご承諾された方は、右署名欄に自署してください。

登録責任者(確認・承諾)署名欄 中央 一郎

こちらの欄への記入は不要です。

申請書の記入内容、注意事項等を確認のうえ、登録責任者の方が自署してください。

※ 築地社会教育会館記入欄

<input type="checkbox"/> 身分証明書提示 運転免許証・保険証・その他()	登録No. T -	館長	担当
<input type="checkbox"/> システム登録 (/)	備考		
<input type="checkbox"/> カード発行 (/)			
<input type="checkbox"/> カード渡し (/)			

受付印